

せり 売 り 実 施 要 項

都万支所 地域振興係

1. せり売り参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たしている者。

- (1) 隠岐の島町に住所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札への参加資格が制限されている者でない者。
- (3) 町税、町税外使用料等、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

2. せり売り参加申し込み

せり売りへの参加を希望する者は、下記により「せり売り参加申込書」を提出する。

- (1) せり売り参加申込書の様式
様式第1号のとおりとする。
- (2) せり売り参加に必要なもの
 - ①身分証明書（法人の場合は登記事項証明書）
 - ②隠岐の島町の町税等滞納がないことの証明書
 - ③消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（法人の場合のみ）
 - ④代理人の場合は委任状（せり売り当日に提出）
- (3) 受付期間
平成27年5月27日（水）から平成27年6月1日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (4) 受付場所
隠岐の島町役場都万支所 地域振興係
※申込書は地域振興係まで持参することとし、郵送されたものは受け付けない。
- (5) 参加資格の確認
地域振興係で参加資格の確認を行い、本人に通知する。
- (6) せり売り保証金
免除する。

3. 物件の現状確認の日時及び場所

物件の現状確認を次のとおり行うので、希望者は事前に申込みをした上で、時間までに現地へ集合すること。

日	時	場	所
平成27年5月29日（金）午後1時30分から		隠岐の島町都万 屋那の松原	

4. せり売りの日時及び場所

- (1) 日時 平成27年6月3日（水）午前10時00分
- (2) 場所 隠岐の島町役場都万支所 第2会議室

5. せり売りの方法

- (1) せり売りは、最低売払価格を開始価格とした「せり上げ」方式とする。参加者が口頭で買取り希望価格を1, 000円単位で提示し、最終的に最高価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 参加者は、一度提示した金額は撤回することができない。
- (3) 提示する金額は、他の参加者が提示した額を超えるものでなければならない。
- (4) 落札金額に消費税相当額（100分の8）を加算した金額を売買契約の金額とする。

6. せり売りの取りやめ等

- (1) せり売り参加者が連合し、又は不穏をなす等の場合において、せり売りを公正に執行することができないと認められるときは、当該せり売り参加者をに参加させず、又はせり売り執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。
- (2) せり売り参加者が一人である場合は、特別な事情がない限りせり売りを取りやめるものとする。

7. せり売りの無効

次のいずれかに該当する行為は無効とする。

- (1) せり売り参加者の資格、その他のせり売りに関する条件に違反したとき。
- (2) せり売り参加者が不正な利益を得るため連合したとき。
- (3) せり売りに際して不正な行為があったとき。

8. 売買契約の締結及び契約代金の納入

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 契約代金は、町が発行する納付書により全額を一括で納入するものとする。納入期限については、契約締結前に落札者と協議して決定する。
- (3) 契約保証金
免除する。

9. 物件の引渡し

- (1) 落札者が契約代金を納付した後、物件の引渡しを行なうものとする。
- (2) 落札者への物件の引渡しは、現状のまま引き渡すものとし、引渡し後の不調などについての補償は一切行わない。
- (3) 引渡し後の物件の運搬等に係る経費は全て落札者の負担とする。

10. その他

詳細及び不明な点については次に照会すること。

隠岐の島町役場都万支所 地域振興係 担当 齋藤 電話：6－2311